【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

⟨提出日⟩ 令和6年5月8日

【会社名】 モルガン・スタンレー

(Morgan Stanley)

【代表者の役職氏名】 授権署名者 梅津 香織

(Kaori Umezu, Authorized Signatory)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 10036 ニューヨーク州

ニューヨーク、ブロードウェイ1585 (1585 Broadway, New York, New York

10036, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁 護 士 庭 野 議 隆

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号

大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

> 瀧川 同 亮 祐 打 田 同 峪 同 早 田 尚 史 太 宮本 健 同 同 安達 結 希 伊 同 藤 公 洋

同香西佑樹

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号

大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日令和 4 年 9 月29日効力発生日令和 4 年10月 7 日有効期限令和 6 年10月 6 日

発行登録番号 4-外 1 発行予定額又は発行残高の上限 7,800億円

発行可能額 768,381,604,861円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止

期間は、令和6年5月8日(提出日)である。

EDINET提出書類 モルガン・スタンレー(E05871)

訂正発行登録書

【提出理由】

令和4年9月29日付発行登録書につき、 添付書類として「事業内容の概要および主要な経営指標等の推移」を差し替えるため、および 添付書類「有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類」の一部を訂正するため、本訂正発行登録書を提出する。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

【訂正内容】

令和4年9月29日付発行登録書につき、添付書類として「事業内容の概要および主要な経営指標等の推移」を差し替える。また、添付書類「有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類」の一部を以下のとおり訂正する。

(訂正箇所には下線を付している。)

<訂正前>

(前略)

訴訟

(中略)

ブロック・トレードに関する事件

2024年 1 月12日、ニューヨーク州南部地区連邦検事局(「USAO」)および米国証券取引委員会(「SEC」) は、当社のブロック・トレード事業に関する調査について、当社と和解合意に達したことを公表した。 具体的には、当社が2018年から2021年8月までの間に特定のブロック取引の販売に関連して虚偽の陳述 を行ったとして、没収、原状回復および刑事上の罰金の支払いを含む3年間の訴追免除合意(「NPA」)を USAOとの間で締結した。NPAにおいて、当社は、従業員の一定の行為について責任を認め、当該合意の期 間中、引き続きUSAOに協力し一定の情報を提供するよう求められている。加えて、SECは、当社がブロッ ク取引に関する秘密情報の開示について米国証券取引所法第10条(b)および同法に基づく規則第10b-5条 (b)に違反し、また一方でブロック取引に関連する重要未公開情報の不正利用に関するポリシーの不履行 について米国証券取引所法第15条(g)にも違反したとして、当社を起訴した。SECとの合意の一環とし て、当社は、不当利得の返還および民事制裁金の支払いを行った。合意に基づく控除の適用後に当社が 両和解に基づき支払った総額は、約249万ドルとなった。また、当社は、当社および/もしくはその従業 員の活動に起因するとされる株価の下落または当社および/もしくはその従業員が適用ある法令を遵守 しなかったこと等により、損害または不利益を被ったと主張するブロック取引の参加者等が提起したま たは提起する可能性のある請求に起因する民事責任を負う可能性がある。さらに、当社は、本調査に関 する帳簿および記録の閲覧を求めるデラウェア州一般会社法第220条に基づく株主からの要求を受け、こ れに応じている。

(後略)

<訂正後>

(前略)

訴訟

(中略)

ブロック・トレードに関する事件

2024年1月12日、ニューヨーク州南部地区連邦検事局(「USAO」)および米国証券取引委員会(「SEC」)は、当社のブロック・トレード事業に関する調査について、当社と和解合意に達したことを公表した。具体的には、当社が2018年から2021年8月までの間に特定のブロック取引の販売に関連して虚偽の陳述を行ったとして、没収、原状回復および刑事上の罰金の支払いを含む3年間の訴追免除合意(「NPA」)をUSAOとの間で締結した。NPAにおいて、当社は、従業員の一定の行為について責任を認め、当該合意の期間中、引き続きUSAOに協力し一定の情報を提供するよう求められている。加えて、SECは、当社がブロック取引に関する秘密情報の開示について米国証券取引所法第10条(b)および同法に基づく規則第10b-5条(b)に違反し、また一方でブロック取引に関連する重要未公開情報の不正利用に関するポリシーの不履行について米国証券取引所法第15条(g)にも違反したとして、当社を起訴した。SECとの合意の一環とし

EDINET提出書類 モルガン・スタンレー(E05871) 訂正発行登録書

て、当社は、不当利得の返還および民事制裁金の支払いを行った。合意に基づく控除の適用後に当社が 両和解に基づき支払った総額は、約249百万ドルとなった。また、当社は、当社および / もしくはその従業員の活動に起因するとされる株価の下落または当社および / もしくはその従業員が適用ある法令を遵守しなかったこと等により、損害または不利益を被ったと主張するブロック取引の参加者等が提起したまたは提起する可能性のある請求に起因する民事責任を負う可能性がある。さらに、当社は、本調査に関する帳簿および記録の閲覧を求めるデラウェア州一般会社法第220条に基づく株主からの要求を受け、これに応じている。

(後略)